

福井県丹南広域組合職員団体のための職員の行為の制限の
特例に関する条例

平成12年 3月 3日条例第5号
改正 平成17年10月 1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関しては、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成17年越前市条例第42号）の例による。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。